

利用者のために（調査の概要）

1 推計の目的

国勢調査が行われない年における10月1日現在の県内市町別推計人口・年齢別人口及び前1年間の人口動態を把握し、各種行政施策に必要な基礎資料を提供する。

2 推計方法

国勢調査の翌年は直近の国勢調査による人口・世帯数の確定値に、国勢調査の翌年以外の年は前年10月1日現在の推計人口・世帯数に、その後の1年間（前年10月1日～当年9月30日）の住民基本台帳法に基づく移動数を加減して算出する。

$$\begin{aligned} \text{推計人口} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{直近の国勢調査確定人口} \\ \hline \text{又は} \\ \hline \text{前年10月1日現在の推計人口} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の自然増減} \\ \text{(出生児数} \\ \text{－死亡者数)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の社会増減} \\ \text{(転入者数} \\ \text{－転出者数)} \\ \hline \end{array} \\ \\ \text{年齢別人口} &= \begin{array}{|c|} \hline \text{直近の国勢調査の年齢別人口} \\ \hline \text{又は} \\ \hline \text{前年10月1日現在の年齢別人口} \\ \hline \text{を} \\ \hline \text{1歳上に移動した人口} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{移動人口} \\ \hline \text{当年10月1日現在の住民基本台帳による年齢別人口} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{前年10月1日現在の住民基本台帳による年齢別人口を1歳上に移動した人口} \\ \hline \end{array} \end{aligned}$$

* 各年齢別人口の推計結果がマイナスとなる場合には、年齢不詳又は直近の年齢で調整し、総人口は変わらないようにした。

3 その他算出方法

$$\begin{aligned} \text{人口性比} &= \frac{\text{男性の人口}}{\text{女性の人口}} \times 100 \\ \text{人口増減率(\%)} &= \frac{\text{1年間の人口増減数}}{\text{前年10月1日現在人口}} \times 100 \\ \text{自然増減率(\%)} &= \frac{\text{1年間の自然増減数}}{\text{前年10月1日現在人口}} \times 100 \\ \text{社会増減率(\%)} &= \frac{\text{1年間の社会増減数}}{\text{前年10月1日現在人口}} \times 100 \\ \text{平均年齢} &= \frac{\text{〔各年齢〕} \times \text{〔各歳別人口〕の計}}{\text{〔各歳別人口〕の計}} + 0.5 \end{aligned}$$

4 用語の解説

自然増減－ 出生児数から死亡者数を差し引いたもの

出生児－ 出生届又は職権により住民票に記載された者

死亡者－ 死亡届又は職権により住民票を削除した者

社会増減－ 転入者数から転出者数を差し引いたもの

転入者－ 転入届又は職権により住民票に記載された者

転出者－ 転出届又は職権により住民票を削除した者

年齢3区分

年少人口－ 0～14歳の人口

生産年齢人口－ 15～64歳の人口

老年人口－ 65歳以上の人口

年齢構造指数

年少人口指数－ 年少人口に対する生産年齢人口の扶養負担度

$\text{年少人口} \div \text{生産年齢人口} \times 100$

老年人口指数－ 老年人口に対する生産年齢人口の扶養負担度

$\text{老年人口} \div \text{生産年齢人口} \times 100$

従属人口指数－ 年少及び老年人口に対する生産年齢人口の扶養負担度

$(\text{年少人口} + \text{老年人口}) \div \text{生産年齢人口} \times 100$

老年化指数－ 人口の老年化の程度

$\text{老年人口} \div \text{年少人口} \times 100$

5 その他注意事項

- 1) 率、割合等は単位未満四捨五入している。よって合計は100%にならない場合もある。
- 2) 「ポイント」とは、率、割合のパーセント(%)の差を表す。
- 3) 平成24年7月8日以前の外国人人口は、外国人登録原票による(住民基本台帳法の改正に伴う変更)。
- 4) 総務省自治行政局が公表している「住民基本台帳人口」とは算出方法が異なるため合致しない。
- 5) 地域区分は、平成30年3月に策定した、静岡県総合計画「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」の区分に基づく。伊豆半島地域と東部地域に重複する市町があるため、各統計表の地域の合計値と県計値は一致しない。

地域区分	市 町
伊豆半島地域 (7市6町)	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
東部地域 (6市4町)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町、小山町
中部地域 (5市2町)	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部地域 (7市1町)	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

